

あいちの農林水産物魅力発信事業
選手団宿泊拠点ならびに県庁舎における花き装飾
業務委託先募集要項

1 業務の目的

愛知県は花き生産日本一を誇る「花の王国あいち」であり、高品質で多彩な花きを生産している。

第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）及び第5回アジアパラ競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下、「愛知・名古屋2026」という。）の大会開催に合わせて、大会の機運醸成と県産花きの魅力発信を目的に、選手が滞在する宿泊施設での県産花きを用いたモニュメント設置および入村式の花き装飾並びに、愛知県庁舎における大会開催までのカウントダウンに合わせた県産花き装飾を委託する。

2 業務の内容

別添「選手団宿泊拠点ならびに県庁舎における花き装飾の業務委託仕様書」のとおり。

3 契約条件

(1) 契約形態

委託契約とする。

(2) 委託金額限度額

8,330,000円以内（消費税及び地方消費税込み）

(3) 契約保証金

愛知県財務規則第129条の2により、契約金額の100分の10以上の金額とする。

ただし、規則第129条の3の各号のいずれかに該当する場合は全額又は一部を免除する。

(4) 契約期間

契約締結日（2026年5月中下旬予定）から2026年11月30日（月）まで

(5) 委託費の支払条件

精算払いとする。

4 事業者の選定

企画提案を募り、選考を経て1事業者を決定し、業務を委託する。

5 募集期間

2026年4月6日（月）から4月20日（月）まで

6 応募資格

花きの装飾展示に豊富な経験と人的資源、企画力、技術等を有する者とする。また、

次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 「令和 8・9 年度愛知県入札参加資格者名簿」登録業者で、契約の日までに以下の取扱内容の全てに登録されていること。
 - ア 業務（大分類）「03. 役務の提供等」
営業種目（中分類）「03. 映画等制作・広告・催事」
取扱内容（小分類）「03. 催事」のうち、（細分類）「03. 展示」
 - イ 業務（大分類）「03. 役務の提供等」
営業種目（中分類）「03. 映画等制作・広告・催事」
取扱内容（小分類）「04. デザイン」のうち、（細分類）「01. デザイン」
- (3) 事業を円滑に推進し、不測の事態にも迅速な対応ができるよう、県内に事業所を持っていること。
- (4) 公募の日から契約の日までの間に、県から指名停止を受けている日が含まれないこと。
- (5) 代表者が破産者でないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (8) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に掲げる排除措置の対象となる団体ではないこと。

7 応募方法等

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式 1）

企画提案書には次の資料を添付すること。

イ 見積書（宛名は「愛知県知事」とすること。）

ウ 応募者の概要が分かる資料（資本金、従業員数等の記載のあるもの）

エ 定款及び寄付行為、規約等

オ 直近 3 か年の決算報告書

法人設立直後で決算を迎えていない場合は企画提案書（様式 1）の 1「提案者の概要」に「法人設立直後で決算未到来」と記入すること。

カ 国税及び地方税について滞納がないことの証明書

キ 諸規定（経費の積算基礎となるもの）

ク 社会的価値の実現に資する取組の申告書（様式 2）

記載されている取組について、該当する取組がある場合、必要書類及び添付書類を企画提案書に添えて提出すること。

※紛失等により登録証等を所持していない場合は、登録等の事実について書面（再発行された登録証等又は証明書など）により確認するものとする（別紙 1「登

録証明書」参照)。

(2) 提出部数

10部(正本1部、副本9部)

(3) 提出期限

2026年4月20日(月)午後5時(必着)

※募集期間の受付時間は、土日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までとする。
期限までに全ての必要書類の提出がないものは、受け付けすることができない。

(4) 提出方法

持参若しくは郵送等で提出する。

※郵送等の場合は、配達の場合で期限時刻までに届かない場合もあるので、期限に余裕を持って送付すること。

(5) 企画提案書作成上の注意

ア 書類の様式

用紙サイズはA4判(横書きとし、ページ番号付き)とし、原則として様式は変更しないこと。

イ 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。

- (ア) 提出期限を過ぎて書類が提出された場合
- (イ) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (ウ) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (エ) 募集要項に違反すると認められる場合
- (オ) 第三者の著作権等の権利を侵害した場合

ウ 複数提案の禁止

応募者は、複数の提案書類の提出はできない。

エ 提出書類の変更の禁止

提出書類の問合せ、変更、差し替え又は再提出には原則として応じない。

オ 提出書類の管理等

- (ア) 応募書類は返却しない。
- (イ) 提出書類に係る個人情報、当業務の目的に限って利用し、厳重に管理する。
- (ウ) 採用された企画提案書の著作権は県に帰属するものとする。
- (エ) 提出された企画提案書は委託先決定のための資料であり、正式な企画書は県と協議の上、決定する。

(6) 提出先及び問合せ先

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県農業水産局 農政部 園芸農産課 花きグループ

担当 細見、伊藤、渥美

電話 052-954-6419 (ダイヤル)

FAX 052-954-6932

メール engei@pref.aichi.lg.jp

8 公募説明会の開催

(1) 日 時

2026年4月10日（金）午後3時から午後4時まで

(2) 場 所

愛知県庁 西庁舎 5階 海区漁業調整委員会委員室

(3) 申込期限

2026年4月9日（木）午後5時

(4) 申込方法

「事業者名」、「出席者氏名」、「事業所住所」、「事業所電話番号」、「事業所FAX番号」、「事業所メールアドレス」を明記の上、FAX又はメールで申し込むこと。

なお、FAXの送り状あるいはメールの件名等に「選手団宿泊拠点等での花き装飾業務説明会」と明記すること。

(5) 申込先

「7(6) 提出先及び問合せ先」に記載のFAX又はメールアドレスと同じとする。

(6) その他

ア 説明会への出席が応募の条件とはならないが、できる限り出席すること。欠席により不利益を受けた場合、県はその責任を負わないこととする。

イ 必要書類は、出席者が県Webページからプリントアウトし持参すること。

ウ 各事業者の出席者数は最大2名とする。

エ 応募に関する問合せは原則として公募説明会のみで受け付ける。

9 提案の審査・選定等

(1) 審査方法等

提出後は県が書類の形式審査を行い、別に設置する審査委員会で応募者の審査と選定を行う。

なお、審査は非公開で行い、審査に関する問合せには応じない。また、審査委員会の構成員氏名等についても公表しない。

(2) 審査委員会

審査委員会において、応募者からプレゼンテーションを行うこととする（1応募者あたり説明10分、質疑応答10分を予定）。

なお、審査委員会は以下のとおり開催する。

ア 日 時

2026年4月27日（月）午後2時から午後4時まで

※企画提案者は自己のプレゼンテーション時間のみ入室。

プレゼンテーション時間については、追ってメール等で連絡する。

イ 場 所

愛知県庁 西庁舎 5階 海区漁業調整委員会委員室

ウ 集合場所
愛知県庁 西庁舎 5階 農業水産局農政部園芸農産課

エ 審査基準

審査委員会においては、別紙の評価項目について評価し、総合的な審査を行う。

(3) 予備審査

応募者が6件以上の場合、以下のとおり審査委員会事務局による予備審査を行う。

なお、予備審査も非公開とし、構成員氏名等についても公表しない。

ア 提出書類の書面審査を行う。

イ 審査基準は審査委員会に準ずる。

ウ 応募者の順位を付け、上位5件を審査会へ付議する。

エ 予備審査会の結果は、審査委員会の審査に影響を及ぼさない。

オ 予備審査会の結果は、全ての応募者へメール等で通知する。

(4) 選定

審査委員会の結果を踏まえて、県が委託先を1者選定する。

(5) 通知

審査結果は選定後、速やかに応募者へ文書で通知する。

(6) 契約

選定した委託先と、委託見積限度額の範囲内で交渉の上、契約する。なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

応募時の見積額は、契約時に至って同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。

10 スケジュール（予定）

令和8年4月6日	委託先募集開始
令和8年4月10日	公募説明会
令和8年4月20日	企画提案書の提出期限
令和8年4月27日	審査委員会による審査、委託先の決定
令和8年5月中下旬	契約締結
令和8年11月30日	事業完了および完了報告書（成果報告書を含む）の提出
令和8年12月上旬	完了検査、請求書の提出
令和8年12月中旬	委託料の支払い

11 その他

(1) 提出書類の作成及び提出、説明会及び審査会の出席に必要な経費については、各応募者の負担とする。

(2) 著しい経済情勢の変動、天災地変、感染症等により、業務の一部又はすべての履行が困難となった場合、県は受託者と協議のうえ、契約の変更を行うことができるものとする。

別紙 評価項目

1 事業実施項目について

(1) 実施体制

- ・本業務を受託するのに適した組織体制か。
- ・過去の実績があり、花きの装飾展示等の専門的な知識・技術を有しているか。
- ・主たる担当者の過去の実績があり、花きの装飾展示等の専門的な知識・技術を有しているか。
- ・担当者は複数人体制か。

(2) 企画提案

ア テーマ

テーマ設定・内容は優れているか。

イ 企画

企画内容は具体的で実現可能か。

県産花きの魅力を周知する企画内容となっているか。

ウ 調整

使用する花材の調達方法は適切か。

(3) 経費積算

必要経費項目が計上されているか。

花材費や資材費等の見積り金額は妥当か。

2 社会的価値の実現に資する取組項目について

- ・社会的価値の実現に資する取り組みが実施されているか。